

令和4年10月1日  
令和5年3月31日一部改正  
令和6年3月31日一部改正  
令和6年4月1日一部改正

令和6年度大津市介護サービス事業所等就職支援給付金支給基準

給付金の名称	令和6年度大津市介護サービス事業所等就職支援給付金
給付金の支給目的	介護人材の確保のため、新たに市内の介護サービス事業所等（別表第1に掲げる事業所・施設等の種別をいう。以下同じ。）に就職した者に対し、その就職の時から一定期間までの間、介護サービス事業所等就職支援事業給付金（以下「給付金」という。）として就労継続奨励金及び就労定着支援金を支給することにより、その就職の定着を図り、もって介護保険制度の円滑な運営に寄与することを目的とする。
給付金の支給対象者	令和5年9月1日から令和6年8月31日までに、大津市内の介護サービス事業所等（介護サービスを提供する事業所に限る。）に別表第1に掲げる者として新たに採用され、勤務を開始した者（所定労働時間が1週間30時間以上または1月120時間以上の者に限る。以下「支給対象職員」という。）とする。ただし、次の各号に該当する者を除く。 <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 採用前1年間に、別表第1に掲げる者として大津市内で介護サービス事業所等に勤務していた者</li><li>(2) 採用前1年間に、大津市内で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービス事業及び同法第77条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2に規定する事業を実施する事業所に勤務していた者</li><li>(3) 採用から6月未満で離職が予定されている者</li><li>(4) これまでに大津市介護サービス事業所等就職支援給付金または大津市新型コロナウイルス感染症対策に係る介護サービス事業所等就職支援事業給付金を受給した者</li></ol>
給付金の対象期間	(1) 就労継続奨励金の対象期間

	<p>採用月から令和7年2月まで（90時間以上の勤務があった月に限る。）。ただし、6月を上限とする。</p> <p>(2) 就労定着支援金の対象期間</p> <p>就労継続奨励金の最終月とする。ただし、就労継続奨励金の対象期間中に退職若しくは配置転換等（以下「退職等」という。）により支給対象職員でなくなった者は対象外とする。</p>
給付金の支給時期	<p>(1) 就労継続奨励金の支給時期</p> <p>翌月払とする。</p> <p>(2) 就労定着支援金の支給時期</p> <p>就労継続奨励金の最終支給月に一括払とする。</p> <p>ただし、申請時までには支給対象期間がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>
給付金の支給額	<p>(1) 就労継続奨励金 月10,000円/1人</p> <p>(2) 就労定着支援金 就労継続奨励金の総支給額と同額/1人</p>
給付金の支給方法	<p>(1) 支給対象職員を新たに採用した法人（以下「採用法人」という。）は、「令和6年度大津市介護サービス事業所等就職支援給付金支給申請書兼請求書」（様式第1号）を市長に提出するものとする。</p> <p>(2) 市長は、前号の申請書兼請求書を受理し、支給対象者と認めるときは、「令和6年度大津市介護サービス事業所等就職支援給付金支給決定通知書」（様式第2号）により、採用法人に通知するものとする。</p> <p>(3) 市長は、第1号の申請書兼請求書を受理し、給付金の交付をしないことと決定したときは、「令和6年度大津市介護サービス事業所等就職支援給付金支給申請棄却（却下）決定通知書」（様式第3号）により、採用法人に通知するものとする。</p> <p>(4) 市長は、第1号の申請書兼請求書を受理した日から30日以内に採用法人に対し、支給することが見込まれる給付金の総額を概算払いにより支払うものとする。</p> <p>(5) 採用法人は、前号により受領した給付金を、給付金の支給時期に支給対象職員に対して支払うものとする。</p> <p>(6) 市長は、給付金の交付の決定をした場合において、その後</p>

	<p>の事情の変更により特別の必要が生じたことにより、給付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するときは、「令和6年度大津市介護サービス事業所等就職支援給付金支給決定取消通知書」（様式第4号）により、採用法人に通知するものとする。</p>
<p>給付金の実績報告等</p>	<p>(1) 採用法人は、支給対象職員に対するすべての給付金の支給から30日以内または令和7年3月31日までのいずれか早い日までに「令和6年度大津市介護サービス事業所等就職支援給付金実績報告書」（様式第5号）を市長に提出するものとする。なお、勤務日数の不足等により、支給を要しなくなった給付金が生じた場合は、支給を要しなくなった給付金を市長に返還しなければならない。</p> <p>(2) 支給対象職員が就労継続奨励金の対象期間中に退職等となった場合、採用法人は、速やかに前号の報告書を市長に提出し、支給を要しなくなった給付金を市長に返還しなければならない。</p> <p>(3) 市長は、給付金の交付の決定を取り消した場合、第1号の報告書により支給を要しなくなった給付金が生じた場合及び前号の報告書を受理した場合において、採用法人に対し、「令和6年度大津市介護サービス事業所等就職支援給付金返還通知書」（様式第6号）により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。</p>
<p>給付金の支給条件</p>	<p>(1) 給付金の総額が予算額を超える場合は、申請書兼請求書の提出順に、予算の範囲内で交付する。</p> <p>(2) 市長から交付された給付金は、支給対象者への支給以外の事業に充ててはならない。</p> <p>(3) 給付金は、当該基準に定めるところにより支給対象者に支給することとし、減額し、又は複数人に分割して支給してはならない。</p> <p>(4) 採用法人は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該</p>

	帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後 5年間保管しなければならない。
給付金の終了時期	令和7年3月31日
給付金の申請期限	令和6年12月27日
様式	<p>令和6年度大津市介護サービス事業所等就職支援給付金支給申請書 兼請求書（様式第1号）</p> <p>（1）委任状</p> <p>令和6年度大津市介護サービス事業所等就職支援給付金支給決定通 知書（様式第2号）</p> <p>令和6年度大津市介護サービス事業所等就職支援給付金支給申請棄 却（却下）決定通知書（様式第3号）</p> <p>令和6年度大津市介護サービス事業所等就職支援給付金支給決定取 消通知書（様式第4号）</p> <p>令和6年度大津市介護サービス事業所等就職支援給付金実績報告書 （様式第5号）</p> <p>（1）受領書</p> <p>令和6年度大津市介護サービス事業所等就職支援給付金返還通知書 （様式第6号）</p>
担当部署	大津市健康保険部長寿施設課介護人材確保対策室